

令和3年度（2021年度）第2回吹田市入札等監視委員会 議事録

- 1 開催日時 令和3年11月4日（木）午後1時30分から午後5時まで
- 2 場所 吹田市役所 中層棟4階 全員協議会室
- 3 出席委員 （委員長） 梶 哲教
（委員） 高橋 明男
（委員） 中村 哲

4 会議の概要

- (1) 令和3年4月1日から令和3年6月30日までに締結した入札・契約方式別の発注案件の状況及び指名停止の措置の状況を委員に報告した。
- (2) 同期間に契約締結した予定価格が250万円以上の入札・契約案件のうち、委員が事前に抽出した次の案件を、所管室課の担当者同席の上、審議を行った。

案件番号	入札・契約方式	案件名	契約金額(円)
1	随意契約 (業務委託)	吹田市立千里市民センター大ホール運営事務委託業務	13,101,000
2	随意契約 (工事)	人孔蓋等取替補修工事(その2) 人孔蓋等取替補修工事(その1)	3,025,000 2,860,000
3	プロポーザル	下水道管路施設維持管理等業務 (別途契約・予防保全型維持管理業務) 下水道管路施設維持管理等業務 (別途契約・予防保全型改築計画策定業務)	224,368,100 88,782,100
4	指名競争入札 (賃貸借)	土木工事積算システム(ソフトウェア)リース契約	21,489,600
5	随意契約 (業務委託)	吹田市マイナポイント予約申請窓口委託業務	8,442,500
6	随意契約 (業務委託)	【岸部中】シルバーハウジング生活援助員派遣事業委託業務 【川園町】シルバーハウジング生活援助員派遣事業委託業務 【古江台】シルバーハウジング生活援助員派遣事業委託業務	4,726,857 4,726,857 4,726,857
7	一般競争入札 (業務委託)	乳がん検診マンモグラフィ読影診断システム構築業務	10,271,800
8	指名競争入札 (業務委託)	令和3年度衛生害虫等駆除業務	8,690,000
9	随意契約 (修繕)	吹田市豊津住宅T5棟409号室ほか1室空家修繕	5,115,000

(3) 契約候補者の選定にあたり、プロポーザル方式の実施を予定している次の案件について、その実施の適否を、所管室課の担当者同席の上、審議を行った。

案件	案件名
1	学校教育情報通信ネットワーク（SAT S U K I ネット）の再構築及び保守業務
2	新校務支援システムの構築及び保守業務
3	教職員人事情報・出退勤管理システムの構築及び保守業務
4	吹田市学校徴収金システムの構築及び保守業務

5 議事録

○契約検査室 ただいまから令和3年度第2回吹田市入札監視等委員会を開催します。

本日の議題は、令和3年4月から6月までの入札契約手続きの運用状況について契約検査室から報告し、その中から、各委員に抽出していただいた案件について御審議いただきます。その後、予定価格が1,000万以上の業務等の契約におけるプロポーザル方式実施の適否についても、御審議いただきます。

また、答申については、前回に確認したとおり、答申は本日中に、答申に付す意見は、後日議事録とともに、各委員に確認していただき、別途いただく方法とします。

それでは、これからの議事進行を委員長にお願いしたいと思います。

○梶委員長 まず初めに、委員は3名ですけれども、本日、高橋委員は少し遅れて出席されるということですので、現在は2名の出席ですが、吹田市入札等監視委員会規則第5条第2項の規定により、本委員会が成立していることを報告します。

それでは、次第1、令和3年4月から令和3年6月までの入札及び契約手続等の運用状況について、契約検査室から報告をお願いします。

○契約検査室 報告

○梶委員長 ただいまの報告内容について、意見や質問はありますか。

○中村委員 指名停止の関係の運用状況一覧表の1番で、「本市が発注した物品調達において、不正な物品を納入したことが判明した」とあるのですが、これは契約内容に反したということだけでなく、さらに何か問題点があったということですか。

○契約検査室 施設で上映するためのDVDということで、上映権付DVDの発注を行いました、上映権付と偽り、実際には個人用DVDを納品したという事実が発覚したものです。

○中村委員 すごく要請が高かったということですか。

○契約検査室 求めていたものに対して、そのとおり納品したと偽り、安い個人用のDVDが納品されていたということが、後から分かったということです。

○梶委員長 入札及び契約手続等の運用状況の報告については、特に問題がないものと考えます。

次第2 抽出案件の審議について

【案件1】吹田市立千里市民センター大ホール運営事務委託業務

○梶委員長 この千里市民センターが、どのような建物かよく知らないこともありますが、8階の多目的ルームの部分と2階の大ホールの部分について、異なった形で契約委託をしているということ

が、どういう訳なのか説明をいただけますか。

○市民自治推進室 8階の多目的ルームの運営については、この施設を建設したときに締結されたPFI契約の中に、施設の管理運営までを含めた形で、令和14年の3月末までの、長期にわたる契約がされています。しかしながら、2階の大ホールについては、そのPFIの本体契約に含まれていなかったために、別途年度単位で、管理運営に係る契約を締結しているものです。

当初契約時において、2階の大ホールだけが、管理運営として含まれていなかった理由は、もともと2階の大ホールと8階の多目的ルームは、別の用途の施設として整備を予定しており、PFIの管理運営契約の対象外でした。しかし、施設建設の政策的な判断に基づき、8階の多目的ホールは当初予定していたニュータウンの情報館という用途から変更して、千里市民センターの1室と位置付けたことによって、PFI契約に含まれる状況となりました。

○梶委員長 分かりました。多目的ルームは、当初、市民センターとは異なる活用方法を予定していたという趣旨ですね。ちなみに、吹田南千里PFI株式会社は、指定管理者ではないのですか。

○市民自治推進室 指定管理ではなく、運営に係る業務のみ委託しています。管理業務については、大ホール部分の建物の軽微な修繕についてはPFIの本体契約に含まれていますが、運営に係る業務が含まれていなかったために、別途委託しているものです。

○中村委員 契約当初に多目的ホールは、本体契約に入れられたけれども、大ホールの運営や管理の関係については、分割せざるをえなかったということでしたね。こういう形で当初契約と大ホールだけを分けて契約をすると、費用がかさむように思うのですが、もともとの契約に追加契約という形で契約するのは無理なのですか。

○市民自治推進室 追加契約については、検討は可能ですが、この本体契約がかなり高額なものになりますので、その検討にあたっては弁護士等を間に挟む必要があります。その費用は行政負担となり、契約の相手方から契約変更に関する同意が得られる得られないに関わらず、一定の費用が生じることになります。

○中村委員 別の契約となっていることによって、吹田市が払う費用がかさむことはないということですか。

○市民自治推進室 本来一定の業務を受けるために責任者が必要ですが、多目的ルームの管理の責任者が、大ホールの管理責任者を兼ねることで節減でき、経費面では非常に有利になっています。

あとは金額の適正性を確認するために、見積書等は別の施設の管理事業者から徴し、経費に関する適正性についても、適宜確認をしています。

○中村委員 今お聞きしたいのは一塊の契約とすることで、当然大ホールについても人は駐在させないし、管理運営関係についても全体との契約で一体の形にすることと比べて、このように別契約とすることによって、さらに費用がかさむ可能性があるのかないのかということですか。

○市民自治推進室 変更契約を行うことの方が、先ほど申し上げました弁護士費用が発生しますので、逆に高くなると考えています。

○梶委員長 では、この案件については特に問題がないと考えます。

【案件2】人孔蓋等取替補修工事（その2）、人孔蓋等取替補修工事（その1）

○梶委員長 説明は、舗装工事が先行して発注されていて、その舗装区域内の人孔蓋について、路面の計画に合わせて高さを調整するので、舗装工事の関連工事ということとなり、随意契約をされたと

いう趣旨ですね。そういうことであれば、よく分かるところですが、なかなかその案件のネーミングから理解できなかったことから、抽出しました。

○契約検査室 この工事は、マンホールの蓋を取り替える工事で、道路の舗装工事を受注した事業者と契約をするようにしています。また、吹田市では、案件名の付け方について、人孔蓋等取替補修工事という同じ名称を使い、契約ごとに「その1」、「その2」という文言を付け加えて区分をしています。

○梶委員長 1点だけお尋ねします。この案件の説明では吹田市水道部が舗装工事を発注したと記載があります。この随意契約の人孔蓋等取替補修工事については、水道部ではなく契約担当課が契約検査室になっているということですが、これはなぜですか。

○契約検査室 マンホールの蓋を管理しているのが、下水道部になりまして、水道部とは違う部署になります。下水道部が発注する工事については、契約検査室から発注するという決まりがありますので、別の契約となっています。

○梶委員長 それでは、この案件については特に問題がないものと考えます。

【案件3】下水道管路施設維持管理等業務（別途契約予防保全型維持管理業務）

下水道管路施設維持管理等業務（別途契約予防保全型改築計画策定業務）

○梶委員長 基本契約と別途契約の関係について、よく分からないところがあるので、この下水道の維持管理については、説明をしていただければと思います。

○管路保全室 基本契約については、下水道管や水路の定期的な清掃、住民の要望に対応する業務になっています。こちらを基本契約という位置付けにしています。

別途契約は、下水道管の老朽化対策のための契約で、国の補助を受け、事業を進めているものです。国費の内示額は4月の初旬に発表され、それ以降に契約をするというルールがありますので、2つの契約に分かれているところです。

○梶委員長 気になったことは、応募者が1者という点です。この応募者がどんな事業者なのかということについても、前回説明していただいたところですが、今後、この下水道のメンテナンスについては、ほとんど全てをこの業者に任せることになるかと理解してよろしいですか。

○管路保全室 現段階では清掃や除草作業は、こちらの業者に委託しています。ただ、工事が必要な案件に関してはこの業者とは契約しておらず、市から従来どおりの方法で発注していくという流れになっています。

○梶委員長 この業者が、特に有利になるような事業はありますか。

○管路保全室 業者の種別が異なり、この業者は工事としての希望業種登録がありませんので、有利になることはありません。

○高橋委員 老朽化ということに関しては、今回の相手方が、この同種の契約は1者で応募してくることに、ほぼ固定するという理解でよろしいですか。それとも、その都度競争入札をすることになるのですか。

○管路保全室 同じように2期目に関しましても、公募型のプロポーザルという形で募集します。ただ、条件として現場到着までに30分から60分ぐらいで到着すること等、いろいろ条件を付けますので、それに合致する事業者が出てくるかどうかだと思います。当然今の受注者はそれに合致していますので、特に不利益がないということになれば、今の受注者が、2期目にも候補者として上

がってきます。他の候補者が出てくるかと言うと、公募条件に合う業者が新たに参入してくるかどうかということにかかってくるかと思います。

○高橋委員 1期目の状況次第で2期目のときに、場合によっては随意契約ということもあり得るということですか。

○管路保全室 具体的に、随意契約にするか公募するかということは、まだ確定していません。随意契約を結べる条件がそろうようでしたら、それも1つの契約手法ではあるとは思いますが。

○梶委員長 メンテナンスに関して、この業者に対抗しうるような優位性、あるいは技術力、そういうものを持ち合わせているような単一の企業、企業グループというのは、想定できるのですか。

○管路保全室 下水道の管路施設の包括的な維持管理業務は、全国的にもまだ少ないのですが、他府県他市で受託している事業者は数者あり、全国展開しているような清掃業の業者はいます。ただ、我々の目指している現場到着までの時間を満たせるのかという話になると、現段階では難しいであろうと考えています。そういう事業者が吹田市に拠点を移し、参加したいという意向があれば、手を挙げられる可能性はあるのかなという状況です。対抗馬が出てくるかという話になると、今のところちょっと見通しは薄いかなというところですよ。

○梶委員長 そうすると、今の業者は、随意契約になる可能性が高いと考えてもいいのでしょうか。

○管路保全室 随意契約になるということは、今申し上げられませんが、随意契約できる要素にはなるのかと思います。

○梶委員長 それでは、この案件についても特に問題がないものと考えます。

【案件4】土木工事積算システム（ソフトウェア）リース契約

○高橋委員 説明によると、この土木工事積算システムで使用しているソフトウェアが、A社が開発したこのソフトウェアで、このリースを条件としたことで入札を見合わせる業者が多かったとあります。このA社が開発したこのソフトウェアは、どういうものでしょうか。このソフトウェアのリースを要件とすることによって、応札者が減ることは予想できなかったのかということが2点目に伺いたいことです。

○管路保全室 1つ目の質問のソフトウェアBですが、土木工事の積算システムでして、今、下水道部と土木部とで、リースをしています。仕様書でソフトウェアBに限定していますが、リース会社であれば、ソフトウェアBを取り扱うことは可能であると考えていたので、2者まで減るとは考えてはいませんでした。

○高橋委員 1点目ですが、このソフトウェアの中身についてよく分からないのですけれども、特殊なものなのですか。これは市場的に見て、特殊だったから見合わせた業者が多かったのか、それとも一般的に使われているのか、どうなのでしょう。

○管路保全室 ソフトウェアBは大阪府内では、53%ほど使用しています。北摂であれば、茨木市、豊中市が使用しています。

○高橋委員 指名した業者が、たまたまソフトウェアをあまり扱わない業者だったのでしょうか。指名業者を変えたら、もっと違う結果が出てきた可能性は、無かったのですか。

○管路保全室 指名業者を変えたら、もしかしたら増えたかもしれないです。今回8者の業者を指名しましたが、仕様書を見て、これではあまり利益が出ないとか、総合的に判断されて、今回2者の応札という形になったと思っています。

○高橋委員 今後もこのように、応札をする業者が少なくなるという事態になってしまうことは、入札としては、あまり良くないことだと思いますので、辞退する業者を増やさない方策として、例えば事前にそのようなソフトウェアを他の自治体や、他でも扱っている業者を指名するという方法は考えられるのでしょうか。

○管路保全室 応札してくれる業者が多い方がいいと思っていますので、そういうことも勘案しながらになります。今後はおっしゃったとおり、応札業者が増えるように、最初の段階で確認できるような形をとっていただけたいと思います。

○中村委員 土木工事積算システムのソフトウェアとして、吹田市の下水道部では、この A 社のソフトウェアが、最も優れていると認識されているということですか。

○管路保全室 そうです。

○中村委員 だから、このソフトを対象とするという制限をつけたということになりますね。さっき高橋委員も言われたとおり、その前提で A 社のソフトウェアを扱っているリース業者は、今把握しているだけで、どれぐらいの数がありますか。

○管路保全室 把握しているのは 7 者ほどになります。

○中村委員 吹田市内で 7 者ほどあるということですか。

○管路保全室 吹田市外も含めてです。

○中村委員 把握しているのは、大阪府下だと 7 者ぐらいということですか。

○管路保全室 探せば他にもあるかもしれないです。

○中村委員 指名された業者というのは、吹田市でこの A 社のソフトウェアを扱っている業者の中から、8 者を選択して示されたということですか。

○管路保全室 業者については、取扱種目は賃貸としていまして、取扱商品をソフトウェアまたはコンピューターまたは電子計算機としている業者から選定しましたので、A 社を過去に取り扱ったかどうかという条件で限定してはいません。

○中村委員 A 社に着目した形ではしていなくて、今言われたような条件設定で示したということですね。その指名した中には、A 社のこの商品をリース対象物件として扱ってない業者もいましたか。

○管路保全室 もしかしたら扱ってない業者もいたかもしれません。

○中村委員 最初の指名の段階で、A 社というリース物件を扱っているかどうか、そこまで絞り込むのは、ちょっと無理がありますか。

○管路保全室 取り扱っていない業者でも、門戸を広げるため、これから取り扱えるのであれば、そういう業者でも構わないという形で、業者を選定しました。

○梶委員長 この A 社が開発したソフトウェアのリース契約を条件としたということですが、このように特定の会社が開発した特定のソフトウェアの名称を挙げて条件とするような入札というのは、一般的ですか。

○管路保全室 今回、その土木工事積算システムは平成 13 年度から導入していまして、今までも同じような形で入札をしています。

○梶委員長 他にもいろいろな機能を持った、例えば自動車や公園の遊具とかの入札の事例については、話を聞いたことがあります。特定メーカーの、特定の型番の商品に限定されるような条件を付けることがあったとしても、名指しするというのは、あまり聞いたことがないです。だから、どうなのかとちょっと気になりました。ソフトウェアを名指しするには、それなりの理由があったのだろ

うとは思うのですけれども、他の会社が、同様の優れたソフトウェアを開発して、持ち込んでくるということは、想定できないでしょうか。

○管路保全室 おっしゃったとおり同じようなシステムや、もっといいシステムがあるかもしれないですけれども、吹田市の工事の発注状況で言いますと、何年にもわたる債務負担の工事や、年度をまたいでいる繰越工事がある中で、新しいシステムに変えてしまうと、その過年度の積算設計が、システムが変わったことにより、使えなくなると言いますか、工事価格の算定を、また1からしないといけなくなる状況になることが1番の原因で、同じシステムを導入したいというところです。

○梶委員長 この土木工事積算システムというものは、システムの変更には対応していないのが、大体普通だということですか。

○管路保全室 そうです。

○梶委員長 その点は、分かりました。今回、リース契約の更新ということですが、いくらぐらいの費用がかかるかというのは、予想がついたのではないかと思います、辞退が多かったというのは、その辺の費用の見通しがつかなかったという話ですか。業者の取扱いが無いということですか。

○管路保全室 あくまで想定にはなりますが、契約の条件にソフトウェアBを、名指ししたということが理由で、入札を見合わせた業者が多かったと考えられます。

○梶委員長 別に金額が安過ぎてということでは必ずしもなさそうで、取扱いがないということですか。

○管路保全室 そうだと思います。

○梶委員長 今回契約した業者は、従来リース契約を結んでいた業者ですか。

○管路保全室 そうです。

○高橋委員 今の質疑で気になったのですが、今回の特定のソフトウェアのリース契約を更新するというので、それまでの土木工事に関しての計算を引き継がなくなる可能性が懸念されるということで、仕様書にこの条件を入れたという説明だったと思います。方法はプロポーザル方式になるかもしれないですが、ソフトウェアBを使ったシステムを、次に変える時にソフトウェアBにこだわらずに、何らかのソフトウェアでこの土木工事積算システムを構築するという、要するに、ソフトウェアBということ仕様書に書かないで、入札を考えるとという方向は、ありえなかったのですか。

○管路保全室 他のソフトウェアにしてしまうと、今まで使っていた過去の設計書を、引き継げなくなるので、一旦、エクセルか何かで、職員が手作業で設計書を作って編集閲覧できるようにすることが必要であったことと、新しいソフトにすると職員の研修費も多くかかってしまうということが考えられましたので、今回はこのソフトウェアに特定しました。

○高橋委員 いや、伺ったのは、手作業で入力して移し変える作業をシステムの中でやっしまえるような新しいシステム、そういうものを提案してもらおうということが不可能だったということですか。

○管路保全室 調査不足があるかもしれませんが、今のところ、違うソフトウェア同士で互換性のあるものは無いです。やはり、そういう手作業が必要になってしまうと考えています。

○梶委員長 それでは、この案件については、特に問題がないものと考えます。

【案件5】吹田市マイナポイントを予約申請窓口委託業務

○高橋委員 短期間でこのマイナポイント事業を行っていく必要があるために、それまでの業者と随意契約をした方が合理的だということで、契約されたという説明はよく分かりました。今年度はどのようにされたのかということ伺いたいです。

○市民課 この事業は、もともと昨年度の3月に終わる事業ということで2020年に入札をし、業者を決めて、昨年度末までの契約をしていました。それにも関わらず、マイナンバーカード自体の普及率が非常に伸び悩んでいたということがあり、サービス事業であるこのマイナポイントの事業を国が延長しました。それを知らされたのは、もう1月に入っていて、それから再度入札をということになりますと、年度頭に間に合わないということが1つありました。そういうこともあり、現事業者の説明をし、契約を延長した経緯があります。

もう1つは、今年度は9月までの契約としていたのですが、国が12月までの再延長を発表したのが8月6日で、入札という形をとることができなかったというのが実情です。今年度については、何とか12月までは契約を伸ばした上で、事業を実施しています。ひと月足らずの間に期間延長を行わなければならない、この人数、この体制を確保するということが非常に困難でした。何とか今は人を代わりながらというようなこともあったりはするのですが、事業を完遂できるような状態に契約ができたという状況です。期間が短かったことが大きな理由であったと考えています。

○高橋委員 これ以上の延長は、今のところはないということですか。

○市民課 はい。この間のマイナポイントの事業がありまして、27、28%の普及率から、今40%を超えたところまでいっているのですけれども、今のところ、通知等はありませんし、大阪府に、そういう情報があれば連絡をと、情報の収集に努めていますが、まだ何とも言えません。

○高橋委員 分かりました。状況は非常に大変だということが分かります。国の方針で現場が振り回されるということだと思いますが、仮に、今年度いっぱいまでと方針が変わると、もう今のこの時期なので、もう1回何とかこの業者でという形でやっていかないと、対応は、難しいということになるのでしょうか。

○市民課 マイナポイント事業は、マイナンバーカードの知識、今までのマイナポイントのいろんな期間の延長、キャッシュレスも関係して、キャッシュレス事業者の追加もしくは変更等についても、知識のある人でないとスムーズに市民の皆様の支援ができないというところでは、委員がおっしゃったように、現行の業者をお願いせざるをえないのではないのでしょうか。例えば、今から延長になって、その時点に入札等をしますと、従事員の研修費用とか、その他事業者が負担される経費がかかるので、その点を考慮するとやはり、現行の業者になるとは思っています。

○高橋委員 大体の状況は理解しました。

○梶委員長 それでは、この件については、特に問題ないものと考えます。

【案件6】岸部中シルバーハウジング生活援助員派遣事業委託業務

川園町シルバーハウジング生活援助員派遣事業委託業務

古江台シルバーハウジング生活援助員派遣事業委託業務

○高橋委員 説明内容は理解したのですが、各地区のシルバーハウジングという高齢者世話

付き住宅という、生活援助員を派遣する事業という内容からして、これは特定の業種の人ではないと対応できないと、しかも、この各シルバーハウジングに近接したところで、それぞれ選ぶ必要があるのだということが、大体の理由という理解でよろしいですか。

○高齢福祉室 はい。おっしゃるとおりです。

○高橋委員 このシルバーハウジングから最も近接の24時間稼働する介護保険施設が、それぞれ1つずつ選ばれているのですが、他には選択の余地は全くないですか。

○高齢福祉室 緊急通報が夜中になることがあります。命に関わるような案件もありますので、すぐに駆けつけられる場所ということで、近接の施設を選んでいきます。近接の範囲を広げていけば、選択肢はあるかと思えますけれども、駆けつけるのに時間がかかりますので、入居者の安全ということを考えますと、最も近い施設となってきます。

○高橋委員 確かに、今おっしゃるような状況を考えて距離ということが非常に重要だとは思いますが。でも、やっぱり気になるのは業者の提供できるサービスの質です。距離を1番重要視して、問題ないのかということが少し気になっているところです。例えば、少なくとも駆けつけられることを想定して、もう少し距離を広げると、よりサービスの質の高い業者というのが選択肢に入ってくるのか、そういうことはないのでしょうか。

○高齢福祉室 これは高齢者施設を運営する事業所ということが、要綱上にありますので、先ほど申し上げたように夜間の対応とかもあるので、24時間やっている高齢者施設でしてしまして、仕様書で質を担保することになっています。

○高橋委員 今回の契約は、これまでも同じような契約を結んでいたのですか。それとも今回が最初ですか。

○高齢福祉室 これまでも契約を結んでしまして、今回が初めてではありません。

○高橋委員 これまでも、それぞれにその3つの業者を選択されていたのですか。その際で特に何も問題は無かったですか。

○高齢福祉室 はい。問題無く履行してしまして、利用者からのお話を聞きますが、特にトラブルもありませんし、何か必要だということは、聞いていません。

○高橋委員 昨今、特にコロナの関係で、この介護関係の施設が非常に人手不足に陥っているということを、よく聞く話ですけれども、そういう点でも何か特に状況が変わっていることや、相手方の業者に関して、特に何か困ったような状況というのは生まれてないということですか。

○高齢福祉室 人材不足は、この委託先だけではなく、業界全体として介護人材不足と言われてしまして、その点ではどこの施設にも共通して、人材不足というのは言われているところです。コロナによって左右されるというのではなく、かねてから言われることなのですけれども、そういった事情は聞いています。

コロナ禍での安否確認の仕方を市と共有させてもらったところです。実際には訪問に行くところを、例えばインターホン越しで会話してコロナ対策をすとか、そういったソフト面の事情は聞いています。安全に履行していただいていると思っています。

○高橋委員 そういうことに対しては、どれだけ対応されているのかというのがちょっと気になります。おそらく施設業者は、いろいろな新しい技術を使うことに対して研修等を使って、対応していくのだろうと思うのですけれども、そういうことに対して、その施設に入っておられる高齢者の方で何か問題が起こるといことは、今のところはないですか。

○高齢福祉室 入居者に関しては、今のところ直接対応させてもらっていて、何か支障があるという

ことは聞いていません。

○梶委員長 私から1点だけ、これも高橋委員が抽出理由の中で指摘されているのですけれども、この3地区で、それぞれ区域の広さや、対象となる高齢者の人数の違いがあるかと思うのですが、契約の金額が全部同じになっています。この金額はどのように算定したのでしょうか。全部同額で良いのかがちょっと気になりましたので、いかがでしょうか。

○高齢福祉室 積算方法は、事業が発足した当時の委託金額を税別に割り戻して、その金額に対して現在の税率を適用して契約しているものです。先ほどの費用の中には、人件費相当額、維持管理を行っていただく清掃費とか、あと事務手続の事務費とかが含まれています。

契約金額が一律という点に関しては、それぞれの住宅の規模の大小、戸数1、2戸の増減はあるものの、比較的一律であること、入居者の増減もその時々で変わりますので、そこまで金額に大小をつけるということを、想定はしていない状態です。

○梶委員長 この3地区で業者の負担にそれほど大きな差はないと把握しているということでしょうか。

○高齢福祉室 おっしゃるとおりです。

○梶委員長 分かりました。それでは、この件については、特に問題がないものと考えます。

【案件7】乳癌検診マンモグラフィ読影診断システム構築業務

○中村委員 1点目で参加者が少なかったことについては、専門性が高いために、この業務をできる業者が少なかったことから、参加者が少なかったと説明にあるのですが、住民検診のマンモグラフィ検査は、全国的に、市町村でかなり手広くやっている検査です。それで考えていくと、読影のシステム構築も専門性があることは間違いないのですが、これができる業者というのは、そんなに少ないのかなという印象ですけど、そうなのですか。

○保健センター 医療機器ということで参入業者が普通の情報機器に比べると少ないという現状があります。それに加えてまして本市に11ぐらいの医療機関がありますが、それぞれ違うシステムを導入していて、それを統合した上で、2次読影機関である本市の保健センターにデータを持っていくところ、何かしら業者として利益が出ないような部分があつて、参入されなかったということがあつたかもしれません。

○中村委員 読影関係については、26の各施設で検査をしてそれを保健センターへ集中管理をして、そこで読影するという流れですか。

○保健センター まず、1次医療機関で撮影、読影をし、そこで所見を付したものを2次医療機関である保健センターに持ってきます。またそこで読影して異常があれば、所見等を書きます。1次から2次に持ってくる段階では、今まではフィルムを使っていましたが、すべてデータ化した上で持ってくるという方法としていて、所見をそれに付した上で、まとめて2次医療機関に持ってくるというところで、その業者でそれぞれ必要な工数を考えたときに、利益が出ないというような判断をした業者が多かったのかなとは個人的には思っています。

○中村委員 フィルムからデータという形で、実行して行くという話があつたのですが、読影システムができる業者はいるのだけれど、ただ、今回の1次施設から2次施設に送信することまで含めて、読影システムを構築する業者というのは費用との関係で、かなり少なくなったのではないかと思います。

○保健センター そのとおりです。本市としてもこれに対応できる業者は数少ないだろうと思っていました。想定では今回落札した業者と、もう1社ぐらいかと思っていましたが、その他私どもが把握していない業者も参加いただけたらいいなということで一般競争入札にしました。

○中村委員 落札率について、入札予定価格を設定した後、入札実施までの期間が一定程度あって、それから、今回入札した業者の方も細かく積算した結果、落札率が65%ぐらいになってしまったのですとありますが、当初の段階で、これぐらいの金額になると、入札した参加者の入札金額を想定はできなかったということですか。こういうシステムの関係についても日進月歩に技術がかなり進んできて、過去の想定よりも、かなり進歩してきているところが、ある程度あったのですか。

○保健センター そうです。一般的には、その各医療機関にパソコンを置いて、それぞれのシステムを使って行うということが考えられるのですが、今回の落札業者はフラッシュメモリーをパソコンに差し込んで、そこで別のシステムを動かして、作業する仕組みになっているので、そういう意味でも、ハード面ですごく安くなることがあるのではないかと個人的には思っています。

○高橋委員 このマンモグラフィの読影診断システムを扱える業者は、2者程度だったということ想定していたということなのですが、今回業者は豊中の業者ですが、近畿全体を想定して2者ということですか。どういう範囲で2者ということが出てくるのですか。

○保健センター 範囲は関西を考えて、検索というか探したものです。

○高橋委員 先ほどの話では、実際に診断するのは、ここではなくて、データを扱うということであれば、関西の業者ではなくてもいいのではないかと思いますのですが、そんなことはないですか。

○保健センター 実際業務に際して、医療機関各地域現場を回っていただくということがあり、関西を拠点にしている業者でないに対応しにくい面はあると思います。

○高橋委員 データは、どういう形で受け渡しをされるのですか。

○保健センター 画像データと1次読影に関する所見を入れ込んだものを、フラッシュメモリーに保存して、それを2次読影機関である保健センターに持ち込むシステムになっています。

○高橋委員 この業者が直接医療機関を訪問する必要がある、あまりないような気がするのですが、必要なのですか。

○保健センター 11医療機関ありまして、画像データの形式は統一のものですが、それぞれ別のシステムを入れています。所見の部分画像データとリンクした形で、データとして納めるにあたって、調整が必要になるということになります。

○高橋委員 そのために足を運んでもらう必要があるということですか。

○保健センター そう考えていました。

○高橋委員 そういうものだとしたら、それは地理的な状況を勘案しなきゃいけないだろうと思います。技術的な進歩進展でいちいち行かなくても、データを受け渡しただけだったら何とかなるというようなことは、将来的にはあるのですか。やっぱり慎重にその場で、物理的に対面するという形が必要になってくるのですか。

○保健センター 現状として、各医療機関でのシステムが統一的でない以上は、やはり、現地で実際に見ていただいた上で、判断いただくしかないかと思っています。

○梶委員長 お話を聞いている限りで、撮影は当然専門的なものです。その11件の医療機関で撮影され、それを読み取って診断するのも、もちろん専門的ということになるかと思えます。その間をつなぐのは、フラッシュメモリーに入れて持ち運ぶなんて、随分アナログだなというのが率直な感じですが、非常に専門性の高いシステム構築だということですが、イメージとしてどうなのでしょう。か

け離れているような感じがします。どこにその難しさはあるのでしょうか。

○保健センター こちらのシステムを使って、実際に先生に入力を行っていただいて、所見をつけていくものです。システムの中に入れてしまえば乳房の形が出てきて、この部位にどういった所見がつけるのかというところまでを、実際にこのシステムを使って行っていくものですので、専門性という部分が特に強いところです。

運搬については、乳癌についてのかかなりセンシティブな個人情報ですので、今のクラウドとか、今は見えないデータ輸送の時代ではありますけれども、まだまだそこに載せるには、かなり慎重に扱わないといけない個人情報なので、あえてアナログの手法を取った上で、データ輸送だけを行い、確実に個人情報の流出はないような形で輸送を行った上で、読影だけはデジタルで行っていきましようということを今想定しているところです。

○梶委員長 その非常に専門性が高いというのは、読影の部分にあると理解してよろしいですか。

○保健センター はい。読影の部分、あと先ほど申し上げましたように違う医療機関が使っているシステムの、抽出できるデータ要件が違いますので、そこを統合した上で、同じ条件の下で2次読影を行うためにデータのすり合わせの部分が、かなり専門性が必要な部分になってきます。こちらで調べた結果、2者程度しか該当するものがなかったのので、入札参加者を増やすために制限付一般競争入札で入札をしたのですけれども、手を挙げてくださったのは1者だけだったという結果になっています。

○梶委員長 専門家が1次機関で取得したデータを読み取って診断するというだけでなく、中間にデジタルの処理があると理解していいわけですか。

○保健センター はい、おっしゃるとおりです。

○梶委員長 それではこの案件については、問題がないものと考えます。

【案件8】令和3年度衛生害虫等駆除業務

○中村委員 まず、2つ聞きたいのですけど。1つ目、今回、聴取事項に対しての説明で、今回の業者数等が少なくなった理由として、人件費の単価が高騰していたということが1つの理由として挙げられています。それに対する改善方策として、事前に提出いただいた説明書には「後は入札が不調となった原因である人件費単価について、市民サービスに影響がない範囲で、積算を改めて」と書いてありますが、この文言の内容が少し分かりづらいので、もうちょっと具体的に説明していただけますか。

○環境政策室 現状、令和2年度までは、ほぼ毎日作業をお願いするといった内容で業者委託をしていた経過があります。今回は、人件費の単価がすごく上がった影響を、なかなか見込めてなかったことが、1つの原因だと考えています。まずは作業日数の調整をしないとイケないと考えていましたので、ほぼほぼ毎日作業していたことから、ちょっと日数を減らすことや、対象の衛生害虫の範囲が広いので、その中で、もちろん内容を変えることが難しいところもありましたので、最終的には、日数の調整をすることで、市民サービスに影響ないような範囲で考えて、今後の対応策ということを考えています。

○中村委員 作業日数を見直すことで、改善を図る。これはよく分かるのですけど、前段で今ちょっと読み上げたところが、市民サービスの影響がない範囲ということは、害虫駆除の関係で市民に対して迷惑をかけない範囲でと、このように読んだらいいということですか。

○**環境政策室** おっしゃるとおりです。

○**中村委員** 積算を改めというのは、それに携わる人数の関係を検討するという意味ですか。

○**環境政策室** 人数もそうですし、新型コロナの影響で、衛生業務が、全体的に需要が上がっているというお話がありましたので、その影響を踏まえての単価をあらかじめ設定しておく必要があると考えています。

○**中村委員** 作業日数を見直すということですが、これは、どういう形で見直すということでしょうか。

○**環境政策室** 現状、令和2年度は月曜日から金曜日に、業務をお願いしていたところですが、月水金であったり火木であったりという内容に見直すという意味です。

○**高橋委員** 今後は単価を引き下げる方向で考えるということですが、結局のところ、ここに書かれている市民サービスのレベルが維持できるのかということが気になります。市で、例えば今、毎日来ているのを3日間に変えて、全体としての工数を下げを考えるということですがけれども、公共施設とか河川とか下水道とかを対象にしている、そこでの発生を抑えるという到達目標を仕様書に挙げて、それをどういう形にするのか、毎日実施するのか、或いは何か別の方法でやるのか、それを業者で考えてもらうというやり方は考えられないですか。到達目標を設定して、それを業者の方で実施していただくようなイメージです。

○**環境政策室** そもそも、その業務の中身が、50以上ある河川や水路を散布箇所に定めていまして、それを基本的には定期的に回ることと、あと、マンホールからゴキブリが出ている、ユスリカが発生しているといったものに対して、個別に対応していただくという業務になっているので、なかなか施設の到達目標を市で設定するというのが、ちょっと難しいかと思っています。

○**高橋委員** 結局、市民からの何かの対応の申し出というのは、どうしても計算できない要素が多いということですか。

○**環境政策室** おっしゃるとおりです。一定数は読めるとは思うのですがけれども、やはりばらつきがありますし、時期によっても、年度によってもばらつきがありますので、なかなかしっかりと読み切ることは難しいかと思えます。

○**高橋委員** 他市では、同じような契約をしているのですか。

○**環境政策室** 他市については、おそらく衛生害虫業務を実施している市町村は、ほぼないです。吹田市が独自にしている状況ですので、他市と比較したことはありません。

○**高橋委員** ここで言っている市民からの苦情に対応することは別として、この公共施設とか、下水道というのは、他市でも当然ある話ではないのかなと思うのですがけれども、他市はどのように対応しているのですか。

○**環境政策室** ホームページ上でしか確認をしたことがなくて、衛生害虫の業務はもうやめていまずという、もしかしたら市民意見に対しての通知だったのかもしれないのですが、それ以上は調査をしていきたいところです。

○**高橋委員** いろいろ対応方法ということで、積算を改めてということを書かれていますが、本当にサービスのレベルが維持できなくなってしまうたら、やっぱり市民からの苦情も出てくるだろうと思います。同じことを他市でやってないというのだったら、どうしようもない話だと思うのですが、吹田市独自のサービスなのだからと、市民にも説明できるのかもしれませんが、公共施設の下水道に関しては、少なくとも他市でも、何らかの方法でやっていないとおかしいのではないのでしょうか。吹田市だけ発生するようなことはありえない話だと思いますので、この部分に関しての契約の

やり方は、工夫の余地はありそうなのではないのかと思いました。

○環境政策室 今、吹田市は業者に依頼をして、薬を直接まいてもらっている状況です。他市の状況ですが、例えば、薬を市民に配って市民の方がそれ薬をまいてもらうというような対応しているところもありますし、市によってやり方がいろいろ違います。また、公共下水道のゴキブリ駆除については、その下水道の部署が直接やっていたり、委託していたりというところですよ。吹田市のように、一般の河川でユスリカが発生するのを抑えるという業務は、今行っているところは少ないです。

発生状況も、その年によって寒い暑いがあったりして、発生条件も全然違いますので、今年は例えば多かったなと思ったら、次の年は非常に少なかったりということがありますので、なかなか読めないことですが、先ほどおっしゃったような形で、いろいろな積算等を見直ししながら、もう1度他市にも、話を聞いて改めていきたいと思っています。

○梶委員長 では、この案件については特に問題がないものと考えます。

【案件9】吹田市豊津住宅T5棟409号室ほか1室空家修繕

○中村委員 1点気になったところは、繁忙期であったために価格が高騰して、参加者が少なくなったのではないかという説明です。業者の繁忙期というのは、大体市の方で把握することはできるのですか。できるとしたら、その繁忙期を外して入札にかけたら、もっと参加者が増えるということが想定されるのですけれども、その点はどうなのでしょう。

○住宅政策室 繁忙期については、明確にこちらで把握しているというわけではありません。それから空き家修繕の時期ですが、空き家募集時期が定まっていますので、ある程度決まった時期に、まとめてしているということと、それから、高齢者等が高層階や、中層階程度に住んでいる場合もあります。1階2階が空いたときに、1階に住みかえたいという希望が出た時などにも、空き家修繕を行っていますので、希望や募集時期に合わせて、どうしてもしないといけないということがあると思っています。

○中村委員 繁忙期を想定した上で、入札時期をずらすというのはちょっと難しいということですね。

○高橋委員 説明の内容を大体理解したのですけれども、その説明文書の中に、その参加業者のランクがCからEとなっている、この意味をちょっと説明していただけませんか。

○都市計画室 業者選定の際に、建築一式ランクCからEから選んでいるという内容は、業者が府に出す経営審査の中の点数等を考慮して、吹田市で建築一式の業種の中でランクをAからEまで決めていまして、A、Bのところは大きな工事を主に行うような形になります。空き家修繕でしたら、そこまで金額が大きいものは少なくなりますので、ランクCからEの業者の中から選定しています。

○高橋委員 Aから順番にEに行くに従って、だんだん規模が小さい業者になっていくという意味ですか。今回の2戸だけだったら、確かに規模が非常に限られたものだと思うのですが、例えば、DとかEとかいう、そのランクの業者であっても、業務の質に問題があるというのではなくて、単に規模だけの話と理解していいですか。

○都市計画室 おっしゃるとおり規模だけの問題で、過去にもC、D、Eのどの業者も落札しましたが、業務の質には関係ないと考えています。

○梶委員長 1点だけお尋ねします。示した業者が繁忙期であったという点、ちょっと引っかけたのが、この繁忙期であったかどうかというのは、例えば、市場の年間の繁忙期であったということな

のか、それとも、この時期にこういう建築工事が、いろいろな経済情勢で集中していたということなのか、その点はどのように考えていますか。

○住宅政策室 繁忙期という点は、なかなかこういう内装業者さんについては、規模も大きくないということで、たまたま自身の営業が重なったとかということも考えられるので、なぜこの時期というのは、よく分からない部分があると思います。除草剪定業務でしたら、夏が混んで冬はすいているというのは、これは一般的に言えますが、内装のリフォーム業者であれば、なかなか理由が分からないというところですよ。

○梶委員長 そうすると、それを初めから織り込んで積算するのもちょっと難しいということですか。

○住宅政策室 そうです。基本的に積算方法については、どの空き家修繕についても入札にかけるものについては同様にしています。他の物件については、きちんと落札されていますし、特に繁忙期であることが、もし分かったとしても繁忙期であるから特段経費を上乗せするとか、そういう積算方法にはなっていませんので、同じ工事については、同じ積算額で金額をはじいていくという内容になっています。

○梶委員長 分かりました。この件についても、問題ないものと考えます。次に、次第の3プロポーザル方式実施の適否について審議を行います。

次第3 予定価格が1000万円以上の業務等の契約におけるプロポーザル方式実施の適否

【案件1】学校教育情報通信ネットワーク（SATSUKI ネット）の再構築及び保守業務

○梶委員長 まず、案件が4件ありますが、すべて関連する案件とのことですので、担当課から、まとめて説明をお願いします。その後、案件ごとに順次質疑としますが、必要に応じて前の案件に戻っても構わないこととします。

○教育センター 説明

○高橋委員 プロポーザル方式を行い自らの仕様書ではなく、相手方から提案を受けるという形にした時に、結局、市の担当者では分からないことということがシステムの中に入ってくるのではないのでしょうか。昨今、大きな銀行でも何度もシステム不調で非常に大きなトラブルが起こっていて、これも外注をしたということも報道されています。今回このようにプロポーザル方式で契約をすること自体は確かに、高い技術を取り入れるということは、メリットがあることは間違いないと思うのですが、それによって担当者では分からないことが、出てきてしまうのではないのかと思います。そういうことのために、このプロポーザルをするにあたり、市の体制はどのようにするのか考えていますか。

○教育センター まず、システム関係に関しては委員のおっしゃっているとおり、確かに市の職員では具体的に、こういうふうには操作してというのは、分かりかねる部分があります。そこについては業者に指示をするという形で、業者を直接市の職員が動かすことで、一定の作業の担保ができると考えています。仕組み上、市の担当者でも理解はしていますので、ここをこうして欲しいという意味は伝えられます。実際に作業するのは、業者になるのですが、仕組み自体は、市の職員は理解しています。

また、今回のこの業務に関しては、業務支援を専門の業者に委託している状況です。専門の業者の目からも見ますし、我々市の職員も見ていきますので、全く何が起きているのか分からないわけではなくて、こういうことが原因で起きていますという業者からの報告があると、本当に正しいのかとい

うことは、業務支援のコンサル業者が確認をしますので、それに基づいて市の職員が対応する方法が、最善の策と考えています。実際に異常があったときには、業者もアラート、緊急情報を受けますし、実際に私が今担当していて、異常があったときには、私の業務上のメールにも必ず飛んできますので、何のエラーが出ているのかということは、すべて把握しているつもりです。

○高橋委員 何らかのトラブルが起こった、その現象自体は当然分かりますが、ただ、それがなぜ起こったのかって言うところは、結局業者でないと分からないということになるのではないのでしょうか。もちろん、それを全部市で把握することは、それも不可能な話だということも、それも分からないのではないのですけれども、ただ、そうすると、今回のたくさんのシステムをつないでしまうところに、非常に難しさがあるのではないのかなと思います。このようなシステムそれぞれは、今は市では、担当者はそれぞれ独立した形ですか。

○教育センター 今回のシステムが1ネットワーク3システムなのですけど、それをすべて取りまとめて進捗状況の管理を市職員が現在行っています。何か不具合があれば、教育センターで調整をして、業者間の調整が必要になりますので、そこは教育センターの担当職員が調整しますし、そのためにコンサル業者に業務支援という形で委託していますので、そこは一定クリアできるのかと思っています。

○梶委員長 コンサルのお話が出てきましたけれども、コンサルとの契約というのは、令和10年3月31日までずっと続くのですか。

○教育センター コンサルとの契約については、今年度と来年度の2か年で、現在契約している状況です。

○梶委員長 要するに、システムの再構築が终えれば、それで一応は、けりがつくわけです。そこから後は、吹田市の職員で何とかシステムをまわしていかなければならないということになるわけですか。

○教育センター はい。そのとおりです。

○中村委員 今回プロポーザルになったとしたら、仕様書には、ある程度具体的なことが書かれると思うのですが、そのときにはコンサルも入って、仕様書の中身とかについては、かなり具体的に検討されるのでしょうか。

○教育センター おっしゃったとおりです。仕様書に関しては、基本的に専門用語が結構並びますので、どちらかという、市がコンサルに希望を伝えて、コンサルの方が仕様書を具体化して、市が確認するという形で、両方でかなり細かく詰めていく形にはなってくるかと思っています。

○梶委員長 それがSAT S U K I ネット再構築支援業務ですか。

○教育センター はい。

○梶委員長 「教職員の意見は、SAT S U K I ネットの再構築検討委員会で集約される」とありますが、この再構築検討委員会というのは、誰によって構成される、どういう仕組みの委員会ですか。

○教育センター SAT S U K I ネット再構築委員会は、まず教育センターの職員と、現場の小学校代表の教諭、中学校の代表の教諭、学校の事務職員、それから情報推進委員会というのがありますが、その役員の管理職の先生で構成されるものとなっています。6月と8月で2回、すでに開催しまして、現行のSAT S U K I ネットの課題や、この点について意見を聴取する場を設けています。

○高橋委員 これが仮にプロポーザルとなって動き出したとします。システムの再構築に入っていくというときに、その段階でも、継続的にこの再構築検討委員会は、動いていくのですか。随時動いていくというイメージですか。

○教育センター そうです。すでに開催したこの間の2回については計画的に行ってきたものではあるのですが、今後は必要があれば随時招集し、都度検討をしたいと思っています。

○高橋委員 現場の人は、今のシステムは去年使っているから、その問題点はよく分かっていると思いますが、新しいシステムを考える時には、実際に使う前の段階で考えなければいけないわけです。システムは使ってみないと分からないところがあると思いますので、今回の場合は使う前の再構築の話ですから、現状の問題を織り込んだ形というところで現場の意見を反映する、その後、またシステムが始まる時には必ず現場の声を反映する、システム改善が必要だったら改善をすると、そのように考えておられるということで、同じような態様で検討する検討委員会を、その後も組み込んでいくことは考えているのでしょうか。

○教育センター 検討委員会は、今度の再構築の際に今ここで困っていますという意見を集約して、次のシステムに生かしていきますので、次のシステムでは、今現在、不具合があるところや、ここをこういうふうにして欲しいという要望を反映していく形になってくると思います。

今後は、仮にプロポーザルで業者が決まって、実際にシステムを作っていく上で、業者の方からここはどうしましょうとか、こちらが想定していないことを聞かれることがあります。やはり検討委員会の委員の意見を聞いて、使い勝手を、ある程度学校に合わせた状態でしていかないと駄目かなと思っています。想定外のところは、検討委員会とかで学校現場の意見を聞くことを考えています。

○中村委員 今、検討委員会で検討される時に、SAT S U K I ネットを支援するためのコンサルは、意見具申等はするのですか。

○教育センター はい。おっしゃっていただいているとおりコンサル業者の業務の1つが、その検討委員会の会議の進行です。そして、この仕様書作りにコンサル業者が関わりますから、どういったことで困っているとか、どういうふうにして欲しいとかを学校現場からの意見を聞くことは、コンサル業者の業務になります。

○中村委員 この給与システムの関係の部分について、公募で参加する業者は、どのぐらいあると想定されていたのですか。

○教育センター この計画を立てる段階でR F I という情報提供を、ホームページに載せて募集しました。その結果として、業者は3者参加していましたので、その3者については参加される予定だと思っています。

○中村委員 その参加業者3者の中には、従前のSAT S U K I ネットのシステム構築業者も入っているのですか。

○教育センター はい。そのとおりです。そのうちの1者は今の業者が入っています。

○中村委員 その1者が優越的な地位に立たないように、中身については細かく詳細に記載をして、広報の関係でもきちっとして、3者の間で知識量について差異がないように配慮するのだということを書いていただいたと思うので、そういう形で対応するというのでしょうか。

○教育センター おっしゃったとおりで、3者に限らず、4者目を考えて、前回のR F I に参加していない業者にも参加できるようにできる限り仕様書に書いて、また時間もできる限り取って、質問に丁寧に対応したいと思っています。情報量の差異がないように、こちらでもできる限りはするつもりです。

○梶委員長 従前の業者との関連よりも気になるのは、再構築支援業務を担当したコンサル業者との関連と、その再構築検討委員会に参加した委員との関連の方です。その検討委員会を、すでに2回開かれたということですが、委員がその委員会の場で発言する以外の教職員の意見の集約は、何か努力していますか。

○教育センター 前年度、今のSAT S U K I ネットといいますか、吹田市が導入しているICTのシステムについて、アンケートを取りました。これは市内の教職員で全教職対象にしたものです。そこで挙がってきたSAT S U K I ネットに対する課題については、コンサル業者にも、こういう意見がありましたということをお伝えして、今後の検討委員会の構成員となっている先生だけではなく、市内の他の先生の意見も取り入れるようにしています。

○梶委員長 最終的には、それが仕様書に反映される形になるわけですね。こういう4つに分けてシステムを作る話も、コンサルとの支援を受けた中で提案があって、こういう構成に今のところ落ち着いていると理解してよろしいですか。

○教育センター はい。そのとおりです。

○梶委員長 後でまた、案件1に戻るということも可能性としては置いていて、とりあえず案件2にまいます。

【案件2】新校務支援システムの構築及び保守業務

○中村委員 既存のシステムとそれから2番目3番目4番目で、その上乗せて導入するシステムということがあったときに、簡単な例でいくと、いわゆる建物を建てるときに基礎があって、基礎の上に建物が建ってくると、こういう形で考えたとしたら、基本設計の部分、ネットワークのシステムの部分と、それから上に建てる部分との接合部分が上手く機能するのでしょうか。一応説明では、その点については、仮にシステムを扱う業者がどこの業者となったとしても全然問題はないです、調整はうまくできるから大丈夫ですと書いてあります。多分、大丈夫なのだろうけど、効率的な扱いということで考えたとしたら、同じ事業者の方がいいのではないのでしょうか。ただそうすると、そのシステム構築のための費用は、1者にすごく大きな金額で依存してしまうということになるから、その点に問題があるので、やっぱり分けたほうが良いということになるのでしょうか。

○教育センター 6月からの今回のRFIの条件で、もともとは、この3つを1案件として情報提供を求めました。

結果として、この3つを1つのものとして扱っているシステムソフトウェアというのは、無いことはないのですが、やはり得手不得手がありまして、校務支援システムだけが得意な業者で、学校徴収金については、使い勝手がもう一歩だなとか、出退勤システムがもう一歩だなというのが見受けられましたので、区切るというところでいうと、この今回の3案件に分けるのが、1番メリットが大きいだろうということで、今回はこの3つに分けたところです。おっしゃっている連携部分に関しては、各業者にもヒアリングして大丈夫なのかということ、かなり確認しましたが、そこについてはコンサル業者とも一緒に協議をして問題もなさそうという判断をしました。例えると建物の大きい筒をネットワーク、中の各部屋の内装をどこの業者がするかということで、それぞれの部屋をそれぞれの業者が内装するべきだということです。逆に1つのシステムでやってしまうと、デメリットが大きいという判断をしています。

○中村委員 この案件でプロポーザル方式の公募型で参加される業者は、大体どれぐらいのところを想定しているのですか。

○教育センター RFIで6者参加していましたので、最低6者です。またホームページとかそういったシステムを扱っている業者を調べると、あと2者ぐらいは来る想定をしていますので、8者ぐらいを現在想定しています。

○中村委員 プロポーザルの実施時に評価項目を設定しそれに対する評価として評価点数化し、比較されていることは大体理解できていますが、公募で8者になると、個々の部分でかなり優劣な関係が出てきてしまって、その判断が難しいということはないのですか。

○教育センター おっしゃったとおり、判断は各委員が行いますので、難しいという部分は否めないとは思っています。ただ第1要件はセキュリティと使い勝手ということになりますので、そこに関して実際に使う者の意見を考えると、点数があんまり分散するのではなくて、使い勝手という意味でいえば、これがいいというので、1か所の業者に集中する可能性はあると考えています。そういう意味では優劣の判断は難しいかもしれないですが、点数に関しては、それをばらけるという想定を今回はしていないです。

○梶委員長 最後は足し算ですから、なんか結果出てくるのだらうと思います。

気になったのは、案件4との関係で校務システムの中で、特に学校徴収金システムだけが、独立のシステムになっているということです。そのソフトの中で得手不得手があって、別途の扱いになったという説明ですが、それを、校務支援システムの中で、学校徴収金だけは別になっているというのが、合理的なシステムなのかという点では、やや不安を感じるところです。児童生徒を相手にしたシステム等、教職員を対象としたシステムが別々になるのは分かるのですが、児童生徒、校務支援システム、それから徴収金システムは、基本的には一元化される方が合理的なのではないかと思うのですが、どうですか。そこは、やっぱり、現実ソフトを触って見ないと分からない話なのではないでしょうか。

○教育センター R F Iの時の話としては、校務支援システムと学校徴収金が、綺麗に1つのシステムで動いているという会社は無かったです。連携していると言っても、徴収金のシステムがものすごく機能が不足しているという状況でしたので、ここは別々の調達で、ただ連携することは今回の校務支援システムとしては大事なところですので、連携した状態で別々に調達するべきかと考えています。

○梶委員長 資料の4-1のところに、「学校徴収金システムのプロポーザルの見込まれる事業者が、必ずしも校務支援システムに関するノウハウ、パッケージシステムを有しているわけではない」という説明があり、うがった見方をすると校務支援システムが苦手な業者について、学校徴収金システムへの参入をしやすいするための、こういう区切りなのかという、言ってみれば恣意的といったらなんですが、区切りを設けたような印象を感じないかということです。現実両方セットになったようなシステムだったら、必ずしも現状は存在しないということですか。

○教育センター はい。そのとおりです。

○高橋委員 この校務支援システムというのは、中身が、まさに児童生徒の個人情報です。現場の先生がそれぞれのパソコンか何かの端末で入力されるのでしょうか。

○教育センター はい。そのとおりです。

○高橋委員 それぞれ構築システムの中で言うと、つながる端末が1番多いのは校務支援システムになるのですか。

○教育センター そうです。

○高橋委員 それでこのシステムと、特にこのSAT S U K I ネットという形でつなぐことによって、全体のシステムというのは、統一した新SAT S U K I ネットで行うわけでしょうけれども、それぞれシステムは一応、完結的なものなのですか。

○教育センター SAT S U K I ネットは例えると1つの筒というか、システムを入れる筒になっています。そこに、システムが3つ入ることを今想定していて、その3つがそれぞれ連携しますが、

セキュリティに関してはSATSUKI ネット全体としてもかかりますし、その3つのシステムごとについても、それぞれのシステムのセキュリティの考え方によってセキュリティをかける形になってくるかと思えます。

○高橋委員 それぞれのシステムごとにセキュリティの考え方が違うということですか。

○教育センター 例えばデータの持ち方についても連携をします。暗号化をするのですが、暗号化の仕方は会社ごとによって違います。その考え方、また学校徴収金のシステムを使うときになれば、また別に、学校の先生全員がそれを使えるというわけではなくて、事務の職員も使うという想定をしていますので、その学校徴収金の情報に変えるのでは、それもまた、IDとパスワードがいきますとか、そういった考え方もありますので、そこは今の時点では分かりかねる部分もあります。

○高橋委員 IDが幾つもあったら大変だということになるでしょうし、逆にIDを単純化すると、また、それは危険が当然増します。この構築にあたっては、SATSUKI ネット全体を通じたIDとか、そういうことは想定されているのですか。

○教育センター 一応SATSUKI ネットで現在使っているものでも、利用者認証といいまして、IDとパスワードを共通で使っていますが、使うシステムによっては最後に静脈認証を求めるというシステムになっています。新システムではそれ以上のシステムを考えていますので、例えば顔認証をすとか、IDパスワードをそのまま使うのかどうかは、今分からないですけど、そういった新しいセキュリティを考えている状況です。

○高橋委員 今回の場合は例えば新校務支援システムだったら、システムを構成する端末ごと、一貫した形で更新されるということですか。

○教育センター 今回は入札になりますけど、端末もすべて調達する予定をしています。

【案件3】教職員人事情報・出退勤管理システムの構築及び保守業務

○高橋委員 教職員の人事情報とか出退勤システムは、今の段階では、このシステムの中で完全に独立しているのですか。それとも、今までも他のシステムと連携することは、行われているのですか。

○教職員課 現状のシステムについてはSATSUKI ネットの基盤上には載っていますけれども、独立したシステムになっています。

○高橋委員 教職員の人事情報出退勤システムというのは、教職員以外の市職員の、同様のシステムとは連携しているのですか。

○教職員課 別のシステムという形になります。給食調理員とか、校務員とかの市費職員に関しては、今回の教職員人事情報出退勤管理システムで出退勤情報を管理した上で、市の会計年度任用職員システムに、データを入力するという形になります。支払いを市で行いますのでそういう形になります。

○高橋委員 ここの場合は、府費の部分なのですか。

○教職員課 そうです。現行の出退勤管理には府費の人だけです。

○高橋委員 次のシステムでは、両方が統合されるのですか。

○教職員課 そのとおりです。

○梶委員長 市職員のシステムとは別にあるわけですね。そこからこちらの方に移行するというのではなくて、学校関係の職員については、それと独立に管理するということですか。

○教職員課 現在学校に勤務している市費職員に関してはシステムではなく、タイムカードで管理しています。そのタイムカードの出退勤時刻等を、手入力で会計年度任用職員システムに入力してい

るという運用になっています。今度学校の中の全職員を管理する形で、その手入力の部分の出退勤管理をこのシステムで行うという想定です。

○**梶委員長** 学校関係以外の市職員とは別途のシステムで管理するということですか。

○**教職員課** 出退勤の部分はそういう形になります。

○**梶委員長** 出退勤の部分について、市費の職員に対する人事情報に関しては、2つのシステムにまたがった形になるわけですか。

○**教職員課** 市費職員の人事情報に関しては、その会計年度任用職員システムでも特に管理しているわけではなく、各原課で管理している状態です。

○**梶委員長** 学校関係の職員については、このシステムで管理していこうということですか。

○**教職員課** おっしゃるとおりです。

○**梶委員長** ちなみに、職員の人事というのは、市長部局とはあまり行き来がないのですか。それから教育委員会の事務局との行き来はどのようなのですか。

○**教職員課** 市割愛職員（※注1）という形で、学校現場から教育委員会に指導主事という役職で移ってることがあります。逆に指導主事で、教育委員会に勤めている人達が、また学校現場に戻るということもあります。

○**梶委員長** システム的には全く別個の扱いとして、処理するということが比較的容易に可能だと理解しているのですか。

○**教職員課** おっしゃるとおりです。

（※注1）専門性等の観点により吹田市教育委員会が必要とする人材について、府市協議の上、府の職員（教員）から市教育委員会等の職員へ身分を変更して任用されている職員

【案件4】吹田市学校徴収金システムの構築及び保守業務

○**高橋委員** 説明ではこの徴収金システムを1つのシステムとして作ることによって、給食費やそれ以外を、全部まとめて扱うようにするという事です。そうなった時には、例えば滞納情報みたいなものを、一元的に扱うということになるのですか。

○**保健給食室** 滞納情報については、給食費、その他の学校徴収金についても合わせて管理をして、督促状を発送したり、自宅に訪問したり、電話をかけたりとか、そういうようなことも合わせて、どちらも個別にということではなくて、一緒にやっていきたいと考えています。

○**高橋委員** その時に、市から見たら債権ですけれども、その債権の性質の違いがあります。その違いに、具体的にどういう形で対応するのでしょうか。

○**保健給食室** 確かに給食費は公会計ということで市役所の方で管理しますが、契約に基づく債権債務関係になりますので、そのいずれも、強制執行等はできません。裁判所に提起するとか、そういった方法をとるということになるかと思えます。

○**高橋委員** このシステムにアクセスできるのは、誰を想定されているのですか。

○**保健給食室** 教育委員会の事務局の職員と、それから各学校の事務担当の職員、それと、給食の喫食管理の関係で栄養教諭の先生は見ることになるかと思っています。あと、学校の管理職は見る事ができ扱うことができるシステムになると想定しています。

○**高橋委員** 例えば、クラスの担任の先生が、このアクセス権限を持たないということになるのですか。

○教育センター 今回の校務支援システムと連携しますので、例えば交渉の履歴は、担任の先生が見る必要はないと思っています。ただ、滞納ありという情報だけは、担任の先生の知るべき情報だと思いますので、あくまで想定なのですけど、そういったところは連携して、情報を入れるという形で、校務支援システムに反映する必要があると考えていますので、これはユーザーの職権によって、分けていくべきと考えています。

○高橋委員 実際児童生徒の家庭での状況、特に経済状況はどうかということ、児童生徒に対しての接し方や教育指導に関しても、当然に関係するので、知らない方がいいという話にはならないだろうと私も思います。ただ、非常にセンシティブな情報だからこそ、アクセスに関して制限が設けられるのだと思います。今の話との関係もあるのですけれども、例えば何か学校のいじめがあったとします。このいじめの情報は、この中でいうと、校務支援システムに入るのですか。

○教育センター はい。そのとおりです。

○高橋委員 そういう情報の連携というか、その情報の共有は、どういう形でなされるのですか。

○教育センター まさに今回校務支援システムの導入の目的が、いろいろな情報が連携することによって、今おっしゃったいじめの問題とか、そういうものを複数の先生で情報共有できるようにして、可視化をするためのシステムと考えています。そこは学校単位で見られる範囲にしていけないと駄目ではないかと考えています。

○高橋委員 情報共有の範囲は学校単位なのですか。例えば、いじめがあって転校せざるをえないというような場合が出てきたと聞きます。そうした時にそのいじめに関する情報が、学校のところでストップしてしまっていて伝わらないために、転校した先で、いじめを受けたということに対応した適切な措置がとられないということがあり得るのではないのかと思うのですけど、そのことも、今回システムは改善されるのですか。

○教育センター はい。まさにそこが現在の校務支援システムの問題ということで、課題になっていました。その学校の中でおさまっている範囲は学校の中で共有する事項だと思うのです。ただ、いじめ等で、仮に転校する時は、今度は学校間の連携が必要になってきますので、前の学校でこの子はどのような状態だったのかということは、可視化する必要がありますので、新しい学校に行ったときに、そういう情報を引き継げるように、新しい新校務支援システムで支援することを目的としています。

○高橋委員 それは小学校から中学校というところでも、同じことがあるのですか。

○教育センター はい。現在もできているところですので、そこをさらにパワーアップさせるということが今回の目的になります。

○高橋委員 そうしたら、中学校を卒業すると吹田市からは外れてしまいますが、そういうところに関して、例えば公立中学から公立高校へという時に、そのなんらかの形でいじめの集団は、移っていく可能性があると思うのですけれども、その部分に関しては、今回のシステムはどう対応されるのですか。

○教育センター システム的なところで言いますと、中学校を卒業する時点で吹田市の義務教育というところから抜けますので、システム的にはもう対応はできないところです。ただ、そこは、おそらく別の対応になると思います。

○高橋委員 このシステムではそこまではカバーはできないということは、それは分かります。ただ、その部分に関しての必要性は、指摘されていると思うのですけれども、せっかくシステムを作る時だから、そのシステムの派生的というか、延長的というような、例えば府のシステムと連携するということはありえるのですか。

○教育センター 今回のシステムに関しては、そこまで見据えていないのが現実です。現在大阪府も、そういった引き継ぎ口というのか、システムのそういうものもありませんので、吹田市としてもない状態です。

○高橋委員 吹田市のシステムが高度化すればするほど、外との連携のハードルが高くなりますよね。当然他に情報が漏れたらいけないので、そこに壁が作られるわけなのですが、その壁が結局のところ、悪さするということがありますよね。今回はそのシステムの中での連携を高めるということで、それはそれで非常に意味があると思います。そこから先の話は、まだ本当に先だと思いますが、将来的な発展の可能性ということも考えていますか。現場の先生はよく分かっておられるだろうと思うので。何かその辺のことも考えた上で、対応していただいた方がいいのかと思います。

○中村委員 先ほど4件に係る予算総額が、40億円から20億円に低減したという話が1番最初にあったのですけれども、半額になったということなので、その原因はどのへんにあったのでしょうか。

○教育センター 40億円というのはRFIを実施した時点の情報です。そのあと、本当に必要なシステムなのか、このシステムは今回入れないほうがいいのかということを経査しまして、金額を20億円以下の金額に見込んでいます。

○中村委員 導入するシステムの内容が、最初に想定した時よりは、精査することによって、かなり絞り込みができたということの意味なのですか。

○教育センター はい、そのとおりです。

○中村委員 この技術革新によって、特に先行している部分ですから、そういう日進月歩の技術革新によって、その経費分を削減したとかそういう部分があるのですか。

○教育センター 機械の調達については、金額を変更する想定はしています。

また、今回のこのネットワーク全体のサーバーとかに関しても、クラウド化という形で、仮に以前と同規模のものを作ると考えた時で、やはり金額は下がっていると考えています。今回は、システム3つになりますので、当然3倍のシステムになりますのでネットワーク全体も、金額があがっているように見えるのですが、以前に比べれば、金額も下がっているし、技術も進んでいるという状況です。

○高橋委員 基本的には、現場の先生とそれから、教育委員会とか、職員間の情報のやりとりを円滑にするということが、1番の目的なのだろうと今お諮りしましたので、それがうまく進むような形のシステム構築をしていただいたらと思います。

○梶委員長 私からは、円滑もそうですけれどもセキュリティですね。そういう意味ではあんまりシステム自体が大きくなりすぎて、逆に、円滑になりすぎるのもどうなのかなと思うところがあるので、その辺は皆さんも十分配慮されることでしょうし、専門家は十分に注意される場所から、そこはもう専門家にお任せすることにいたしたいと思います。

他に、問題点、論点があれば、この件については、プロポーザルに適しているという判断でよろしいですか。

それでは、この件については、プロポーザルに適していると判断することといたします。

本日の審議案件は以上で終了いたしました。

審議の中で出された意見については、後日、契約検査室で取りまとめていただきまして、各委員にご報告して確認を終えた後、委員会で委員から出された意見として、市長あてに報告するということといたします。

○契約検査室 昨年度の入札等監視委員会の答申に際して、委員からいただいた意見への対応状況

を、資料の7としてまとめていますので報告します。今年度の入札等監視委員会でいただいた意見については、まず、担当室課で対応を検討して、また来年度の入札等監視委員会のいずれかの会で、1年度分をまとめて報告しますので、よろしくお願いいたします。